

令和2年1月30日

保護者のみなさまへ

三原市教育委員会
(学校給食課)

転校される時などの届出について(依頼)

平素より三原市の学校給食について、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、次の1・2に該当される方は、それぞれ手続きが必要です。つきましては、現在通学している学校へ、届出書等の提出をお願いします。

1 三原市立小・中学校以外へ転校する方

また、現在6年生で三原市立中学校以外へ進学する方

① 学校給食(停止)届出書

② 口座振込依頼書(給食費還付用)

(現在給食費を振替している口座を解約しない場合、②は不要です)

2 他の三原市立小・中学校へ転校する方

① 学校給食(変更)届出書

- ・三原市立小学校を卒業後、三原市立中学校へ進学する方は、届出書等の提出は必要ありません。
- ・給食費の還付が発生する場合があります。登録口座を解約されると、振込ができませんので、口座の解約は6月以降をお願いします。
- ・金融機関窓口で口座名義の変更等をされた場合で、給食費の口座振替手続きをされていない場合は、至急手続きをお願いします。
- ・届出用紙は、学校にあります。

お問い合わせ先

三原市教育委員会

学校給食課

電話 0848-68-0149

FAX 0848-68-0167